

相談窓口一覧

全ての相談機関は、あなたのプライバシーを守ります。安心してご相談ください。

(注)・相談受付時間の曜日指定の場合は、祝日・年末年始を除きます。

	相談内容	相談窓口	電話番号	相談受付期間
手当	児童手当	こども政策課 子育て支援係	525-3767	月～金 8:30～17:15
	児童扶養手当	こども政策課 子育て支援係	525-3767	月～金 8:30～17:15
医療費助成費	子ども医療費助成	地域福祉課 医療助成係	525-3747	月～金 8:30～17:15
	ひとり親家庭医療費助成	地域福祉課 医療助成係	525-3747	月～金 8:30～17:15
こどもに関する相談	妊娠・出産・子育てに関わる相談支援を行う総合窓口	子育て相談センター・えがお	525-7671	月～金 8:30～17:15
	こどもをとりまく家庭内の悩み、児童虐待に関する相談	家庭児童相談室 (こども政策課 こども家庭係)	525-3780	月～金 8:30～17:15
	18歳未満の児童の発達全般に関する相談（予約制）	こども発達支援センター	534-6074	月～金 8:30～17:15
女性相談	不登校、情緒不安定、集団不適応に関する事、障がいのある幼児・児童生徒の就学相談	福島市教育実践センター	536-7700	月～金 9:00～17:00
	青少年及び保護者の悩みに関する相談	すこやかテレホン相談室 (福島市青少年センター)	531-6332	月・金・土・日 14:00～20:00
	18歳未満の児童に関する相談、児童虐待の相談	福島県中央児童相談所	534-5101	月～金 8:30～17:15
	養育費・面会交流に関する相談	養育費相談支援センター (東京)	03-3980-4108	月・火・木・金 10:00～20:00 水 12:00～22:00 ※土・祝日 10:00～18:00
生活相談	夫などからの暴力、夫婦間の離婚問題などの女性相談	こども政策課 こども家庭係	525-3780	月～金 8:30～17:15
	夫や彼氏などからの暴力、離婚、家庭などの女性相談	福島県女性のための相談支援センター	522-1010	毎日 9:00～21:00
	生活の不安や心配ごとにに関する相談	生活相談支援窓口 (生活福祉課)	525-3725	月～金 9:00～11:30 13:00～16:30
	ひとり親家庭の方への就職・転職にともなう悩みや困りごとの相談	母子家庭等就業・自立支援センター	521-5699	月～金 9:00～17:00
法律相談	法律相談 弁護士（予約制）	市民相談室	535-2121 535-2122	予約受付 月～金 09:30～12:00 13:00～16:45
	離婚・相続・金銭トラブルなど民事全般（予約制）	法テラス福島	050-3383-5540	予約受付 月～金 9:00～17:00



親の離婚と 子どもの気持ち



子どもには、親の離婚はかつてない一大事件と言えます。

今はご自身の離婚のことで手いっぱいかもしれません、子どもの気持ちも知っていただければと思い、このパンフレットを作りました。

子どもはどちらの親からも愛されたいと願っています。

これをご参考に、子どもに生じた不安が少しでも軽くなるようかかわってみてください。

子どもの不安を少しでも取り除くために、次のようなことが大切だとされています。一度チェックしてみませんか。

- 离婚については、子どもの年齢や気持ちに配慮して伝える。
- 子どもに、「離婚はあなたのせいではない」と伝える。
- 子どもの気持ちや言いたいことを、きちんと聞く。
- 子どもの前で、相手のことを悪く言ったりしない。
- 子どもと一緒に過ごす時間を持つ。
- 子どもの成長に关心を向ける。
- 生活の上での変更は、あらかじめ子どもに伝える。

あなたご自身が健康に生活されることが、子どもの安全・安心につながります。

☆DVなどの場合には、このパンフレット以外に特別な配慮も必要です。

子どもの不安を少しでも取り除くためのポイント

子どもへの関わり・接し方

1

ご自分たちの現在の状況と離婚について、離婚は子どものせいではないことをしっかり伝え、子どもの気持ちをよく聞いてあげてください。

2

子どもへの愛情を、言葉やスキンシップで示してください。

3

わが子は大丈夫と思っていても心は傷ついています。たくさん話をし、愛情をそいであげてください。



夫婦の問題と 子どもの養育の問題を、 分けて考えてみませんか。

親が離婚した子どもたちは両親からかけがえのない大切な存在であると思ってくれていることを知ることにより、深い安心感と自尊心を育むことができます。養育費と面会交流は子どもの健やかな成長を支える車の両輪です。

◆養育費とは

子どもが経済的・社会的に自立するまでに必要な経費や教育費、医療費のことです。子どもを監護養育している親は、離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。子どもの健やかな成長は父母共通の願いです。父母が離婚をする前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。

◆面会交流とは

子どもと離れて暮らしている父や母が子どもと会って話をしたり一緒に遊んだりして交流をすることです。両親が離婚しても子どもは父母どちらからも愛されていると実感できることによって安心感と自尊心を育むことができます。面会交流の方法については子どもの利益を最優先に考えた上で決めることが大切です。

年代別の子どもの気持ちと対応の仕方



乳幼児期（0歳～3歳前後）

言葉で表現できなくても、敏感に感じている

子どもは幼いほど、まわりの緊張したふんいきに敏感です。お母さんとお父さんが子どもの前でけんかしたり、急に一方がいなくなったりすると、子どもはこわくなったり、不安になります。子どもに対しては、スキンシップをたくさんすることで、十分な关心と愛情を示してあげましょう。

お父さん、お母さんは、自分で頑張らず、ご自身のストレスや怒り、気持ちの落ち込みなどで子どもにあたったりしないよう、親、友人、保健師など相談できる人を作つておきましょう。

就学前の時期（3歳～6歳前後）

私のせい？……私はこれからどうなるの？

親の一方が突然いなくなるのは、子どもにとって、とてもショックなことです。

子どもの中にはお母さんとお父さんの離婚の原因が自分にあるのではないかと思ひ罪悪感を持つことがあります。その時は「あなたのせいではないよ。」と話してあげましょう。また、いま一緒にいる親も自分から離れて行くかもしれない、という不安にかられることもあります。

離婚を決めたときには、年齢が低くても離婚の理由や離婚後の住む場所、環境がどのように変わらのかなど子どもがよく理解できる言葉で話をしましょう。また、子どもが感じている怒りや恐れなど、子どもの感情、気持ちを聞いてあげましょう。

小学生の時期

お母さん、お父さんは、また戻ってくるの？

子どもは、親の離婚のことを理解しているものの、もう一度一緒に暮らせないかという強い期待を持つことがあります。

子どもと一緒に暮らしている親が、もう一方の親を非難したり、否定的な言葉を口にしたりすると、子どもにとって自分を否定されたことにつながり、子どもは一緒に暮らしていない親への気持ちを封じ、言わなくなります。

また、親への気づかいから子どもが一生懸命いい子になろうとしたり、一緒に暮らしている親をなぐさめたり、守ろうとするなど、まるで保護者のようにふるまうこともあります。

子どもが安心して「子ども」でいられるように離婚後も、両親は子どもに关心を注ぎ、そして子どもが怒りや不安など感じていることを言葉にできるように、手伝ってあげましょう。

中高生の時期

自分も好き勝手にするよ

思春期には、子ども自身、変化への不安や不適応に悩み、情緒が揺れたり爆発するなど不安定になることが多くみられます。大人の世界への入り口にいるこの時期は、子どもの感受性が発達し、大人に対して不信や怒りを抱くようになるので、父母の離婚に対して、反抗したり、憂うつなったり、孤独を感じたり、時には成績が下がったり、時には登校拒否や家出などをすることもあります。逆に親の代わりをしようしたり、優等生になったり、家事にも責任を持つなど「背伸び」をすることもあります。いろいろな子どもの変化があるのでしっかりと子どもを受けとめ、その上で子どもの話を聞きましょう。

子どもが離婚を非難したり、親を攻撃することがあっても、すぐに反論するのではなく、まず子どもの話を聞いてください。子どもには子どもの言い分や考え方があります。それをよい機会ととらえ、離婚の事情や離婚後の生活について、子どもが受けとめられる範囲で、ていねいに話をしてあげてください。

離婚後の生活設計を決めるときには、子どもも参加して一緒に考え、子どもの意見を取り入れるなど、子どもが「離婚の被害者」であると感じてしまわないよう配慮をしましょう。